

新任町会長自治会長 研修資料

(平成30年6月21日)

麻生区町会連合会

問合せ 事務局（麻生区役所地域振興課）

044-965-5113

目 次

- 1 町内会・自治会の運営について・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1～8
- 2 町内会・自治会の法人化（認可地縁団体化）について・ P. 9～19
- 3 民生委員・児童委員の選び方について・・・・・・・・・・・・ P. 20～21
- 4 防災の取り組みと災害時要援護者避難支援制度の取り組みについて P. 22～27
- 5 高齢者が健康で元気にいられるには・・・・・・・・・・・・ P. 28～31
- 6 青少年指導員について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 32～34

平成30年6月21日
真福寺町内会
会長 井上俊夫

町内会・自治会の運営について

真福寺町内会では、運営の効率化・標準化を図るため以下の活動をしています。

1. 毎年、年度初めに役員（班長）業務の引継ぎでゴタゴタしており、引継の標準化を図るため、班長マニュアルを作成しています。
また、困った時の対処マニュアルも作成中です。
2. 町内会への加入を促進するため、カタログを作成しています。
これより、行事や規約を説明しやすくなりました。
3. その他（困った時の対処マニュアル）
 - (1) 防犯灯故障時の連絡
 - (2) 定例班長会に欠席の場合の対処法
 - (3) 町内会活動中に災害・事故に遭ってしまった場合の対処法
(ボランティア保険・自治会活動保険などの手続き)
 - (4) 班内で高齢者（75歳以上）の方が亡くなられた場合の連絡
(香典は80歳以上)
 - (5) 緊急時の連絡
 - ① 連絡網の使い方
 - ② 犯罪（痴漢・下半身・・・など）の情報連絡
 - (6) 災害時（土砂崩れ・水害などの災害）の対処法
 - ① 災害時要援護者の対応
 - (7) ゴミ置き場のボックスや箒・ちりとりなど、破損
美化運動の際の連絡
 - (8) 会費納入の際の仕切り書・領収書など

真福寺町内会 班長マニュアル

【班長の任期】

真福寺町内会の年度は、5月1日から4月30日までの一年間であり、班長の任期もこれに準じます。但し、班長の任期に関しては、各班がそれを妥当と認める場合には、4月1日から3月31日までの一年間とすることも認められます。

(注) 毎年4月中旬頃に開催される真福寺町内会の総会は、それまでの一年間の業務・決算報告と新年度の計画・予算を会員に図るものである。従って、旧班長と新年度を担当する新班長が出席する。

【班長の職務】

(1) 町会役員班長会への出席と、回覧文書および各戸配布物の手配

毎月1回(原則毎月第1日曜日13時、1月・5月は第2日曜日13時に変更の場合有り)真福寺町内会館の1階で開催される町会役員班長会に出席し、各種集金を納入し、回覧文書・各戸配布物を受け取り、連絡事項等の指示を受ける。また、当番に当たる班の班長は、指定の作業を行います。月例の町会役員班長会の時系列的な流れは、下記の通り。

12:20頃	配布当番の班長が集合。真福寺町内会館2階で、各戸配布物を20部ずつ仕分けて重ねる。(各班長が自班の班員数分の枚数を取りやすくするため。)
12:40頃～	各班長が、真福寺町内会館2階において、①集金(町会費・寄付金)の納入、②各戸配布物の受け取り、③回覧文書の受け取りを行う。
13:00より前までに	真福寺町内会館1階に行き、班長用の会議資料とペットボトルの飲み物を受け取り、着席して会議開始に備える。
13:00	町会役員班長会議開始

(注) 真福寺町内会館2階における、各班長のアクションフローは次ページのとおりです

① 集金(会費・他)の納入

集金の納入がある場合には、最初に会計担当の所へ行き、仕切り書と現金を納入する。仕切り書は、自宅であらかじめ記入してくる。町会費と寄付金は、合算せずに、仕切り書の違うページにそれぞれ記入する。

② 壁に貼られたマグネット式の班名カードの中から自班のカードを取り、それと引き換えに回覧文書を担当者から受け取る。

班長が欠席の場合には、このカードが壁に残るので、残ったカードの班に対して、役員が配布物と回覧文書を取りまとめ、班名を書いた紙と共に町内会館外のロッカーの中に入れてくれるので、後日速やかに取りに行き、文書を回覧あるいは各戸配布する。))

③ 各戸配布物の受け取り

仕分け当番が20部ずつ仕分けた束の中から自班の世帯数の配布物を受け取る。

例えば、23世帯が所属する班の場合、配布物の束を1つ（20部の束）取る。もうひとつの束から3部のみ取り、残りの17部を返すが、これは仕分け当番が仕分けた束の上には戻さず、部屋の端のテーブルの上に半端部数として乗せる。半端部数は、仕分け当番が再度まとめて20部の束にする。

④ 町会役員班長会終了後に回覧版を回し、各戸に配布物を配布する。

（2）町会費と寄付金の集金及び町会への納入に関して

① 町会費→月額250円【H30（2018）年度】

毎年4月中旬頃に開催される総会にて町会費金額が承認されるため、町会費の集金開始は総会終了後とする。町会費額に変更がある場合には、総会に出席する旧班長は、新班長にその旨を知らせる。原則として、5月最初の町会役員班長会に間に合うように、新班長が町会費集金し、納入する。

町会費の納入は、各班の取り決めにより、一年分全額一括納入、半年分ずつ2回納入、毎月納入等が可能である。（原則は毎月納入）（*1）

集金時には、各戸にお渡しする町会費集金用の領収書を予め書いておき、各戸集金時に現金の受領と引き換えに当該領収書を班員にお渡しする。

町会費を町会役員班長会にて町会担当者に納入する時には、予め、複写式の町会費領収書（仕切書）に記入しておき、現金と一緒に領収書綴りを担当者に渡す。担当者が町会の印を押して控えを切り取り現金と共に徴収し、領収書綴りを返却してくれるので持ち帰って保管する。

（*1）1年分一括、半年分納入の場合で、引越された方へは返金致しません。

② 寄付金（年3種類）

- 1) 日赤社資増強募金（5月の町会役員班長会時に募金に関する書類や専用領収書が配布になる。5月中に集金し、6月の町会役員班長会の折に納入する。ただし、4月の町会役員班長会時に配布になることもあるので、その場合には、集金および納入を前倒しし、4月中に集金して5月の町会役員班長会時に納入可能である。）
- 2) 赤い羽根共同募金（10月の町会役員班長会時に赤い羽根共同募金に関する書類や専用領収書が配布になる。10月中に集金し11月町会役員班長会時に納入する。）
- 3) 年末助け合い募金（10月の町会役員班長会時に年末助け合い募金に関する書類や専用領収書が配布になる。12月の町会役員班長会時に納入することになっているが、上記2)の赤い羽根共同募金と一緒に、11月町会役員班長会時に納入可能）

（注1）上記括弧内の寄付金額は、これまで町会にて提示されて来た1世帯あたりの寄付目標額である。金額は都度申し渡されるので、それに従う。

寄付金の集金にあたっては、予め町会から直前に配布になる専用領収書に名前等を記入した上で各戸集金し、寄付金と引き換えに専用領収書をお渡しする。寄付関連書類（領収書等）を入れて町会が各班長に配布したファスナー式半透明フォルダに現金のみを入れて、指定された町会役員班長会時に持参し、フォルダごと担当者に納入する。町会費納入に使用するものと同じ領収書綴り（仕切書）に、寄付金合計金額等を記入し、町会の領収印を押してもらう。寄付金の収納担当者は、町会費の会計担当者と異なるので、合算はせず、仕切書も町会費と寄付金を別々のページに記入する。

寄付金の集金については無理をせず、班長の負担にならないように集金して下さい。

③ 新規転入世帯がある場合

1) 真福寺町内会への加入をご案内し、世帯主氏名・住所・電話番号を書いてもらい、町内会入会金（2500円：入会時に一度のみ集金）と該当月分の町会費を預かる。町会費に対しては班長が保管している班員用町会費領収書綴りを用いて領収書を書いてお渡しする。入会金に対する領収書は、会計担当者から発行されるため、この時点では班長は入会金に対する専用領収書を持っていないので、上述の町会費領収書に入会金 2500円お預かりの旨も手書きしてから新規転入者に渡す。

次の町会役員班長会出席に先立って、町会費領収書綴り（仕切書）に町会費金額、新規加入者名等を記入し準備しておく。入会金と町会費は会計担当者が異なるため、町会費領収書綴り（仕切書）には入会金を記入しない（入会金に対する領収書は、会計担当者から別途発行される）。

2) 町会役員班長会出席時に、

* 入会金会計担当者に、入会金 2500円と転入者の氏名・住所・電話番号をメモした紙を提出し、入会金の領収書・転入者向け書類（ゴミの出し方一覧・その他）を受け取る。

* 町会費会計担当者に、町会費現金と町会費領収書綴りを渡し、担当者の押印後に町会費領収書綴りを持ち帰る。

3) 町会役員班長会終了後、新規転入班員に、町会で受け取った入会金の領収書及び転入者向け書類を渡す。

(3) 町会行事・作業等のお手伝い

町会から各班長に対する依頼に基づき、指定された行事等のお手伝いをする。

① 配布物仕分け当番（年 2 回依頼がある）

当該当番に関しては、町内会館 1 階の壁に一覧表が貼られており、同 1 階の黒板に毎月当番班が手書きで示される。各班長が年 2 回、配布物の仕分け作業を行う。当番の月の町会役員班長会には、早め（12 時 20 分頃）までに町内会館 2 階に到着し、各班長の受け取り便宜のため、各戸配布物を 20 部ずつ仕分けて重ねる。

② 行事・作業（会館清掃・盆踊り・どんど焼き）のお手伝い

町内会館の清掃（11月）・盆踊りのお手伝い（8月）・会館大掃除（12月）

・どんど焼き（1月）の

当番にあたる班の班長は、これに出席し作業をします。

(4) ゴミ置き場の管理

① ゴミ置き場の整理整頓

班長は、定期的なゴミ置き場の清掃および道路の日のごみ置き場の清掃を統括する。掃除当番の取り決め等、管理方法は各班の自由裁量に委ねられる。

② 収集不能なゴミの回収依頼

収集不能なゴミ等がゴミ集積所に投棄される、あるいは収集されずに残ってしまった場合には、下記に電話して回収を依頼する。但し、不法投棄物品を安易に回収せず、不法投棄者および周囲に回収不能なゴミを周知させるために、一定期間その場に置いた後に回収してくれる。☎ 多摩生活環境事業所 933-4111

一年間の活動 (2018年3月現在)

<p>4月</p>	<p>町会役員班長会 (第1日曜 13:00 ~)</p> <p>(会議開始が13時なので、毎月、12時半過ぎ頃に町内会館2階に到着して、配布物等を受け取り、1階に移動して開始を待つと良い。)</p> <p>① 4月中旬頃の総会は、年度の締めとなる事業・決算報告があるので、旧班長が出席する。新班長も旧班長と同伴出席した方が良い。</p> <p>② 総会にて、町会費額 (現在月額250円/世帯) が提案されるので、町会費の集金は、総会で月額が承認された後に実施する。</p> <p>③ 4月の役員長会にて日赤社資募金関連書類が配布になる事もある。</p> <p>④ 役員 (班長) 変更届用紙が配られるので、新班長が記入して提出する。3月中に配布になる場合もあるので、その場合には旧班長が記入して提出する。</p> <p>⑤ 新班長が、町会費 (月額250円) を各班員宅から集金する。</p> <p>☆3月あるいは4月の町会役員班長会に、新旧班長が一緒に出席し、一緒に行動することにより、引き継ぎを徹底することが望ましい。</p>
<p>5月 <日赤社資募金文書が配布になる></p>	<p>町会役員班長会 (第1日曜 13:00 ~、連休のため第二日曜日 13:00~に変更の場合あり)</p> <p>① 町会費を納入する。</p> <p>② 日赤社資募金関連書類が配布になる。</p> <p>③ 募金を各班員宅から集金する。(日赤社資募金関連書類は、4月に配布になる場合もある。)</p>
<p>6月 <集金提出></p>	<p>町会役員班長会 (第1日曜 13:00 ~)</p> <p>① 日赤社資募金を納入する。</p> <p>(日赤社資募金関連書類が4月に配布になった場合には、集金を前倒しして、4月中に集金して、5月の町会役員班長会にて納入可能。)</p>
<p>7月 <ご長寿者の情報調査用紙配布></p>	<p>町会役員班長会 (第1日曜 13:00 ~)</p> <p>① 敬老の日のお菓子の配布リストのベースとするため、班内の75歳以上のご長寿者の現状調査を行う用紙が配布になる。安否確認を兼ねて新規該当者の有無を調査するため、必ず毎年各戸調査を実施願いたい。調査用紙への記入内容の中には生年月日等の不変の情報もあり、また次年度の調査の土台とするためにも、提出する前にコピーを取る等して、班長用控えを作って保管し、次年度班長に引き継ぐと毎年の調査が円滑に進むものと思われる。</p>

8月 ＜ご長寿者の情報 調査用紙提出＞	町会役員班長会（第1日曜 13:00～） ①盆踊りの手伝い ご長寿者の情報調査用紙提出
9月 ＜敬老の日のお祝 い配布＞ ＜ゴミ置場清掃＞	町会役員班長会（第1日曜 13:00～） ① 敬老の日のお祝い（菓子）配布 ② 作業：美化運動の日（班ごとにゴミ置き場周辺その他の各班指定 場所を清掃）
10月 ＜寄付関連文書が 配布になる＞	町会役員班長会（第1日曜 13:00～） ① 赤い羽根募金・年末助け合い募金関連書類が配布になる。 ② 半年ごとの町会費集金の班は後期町会費（月額250円）を集金 する。 ③ 赤い羽根募金と年末助け合い募金を各班員宅から集金する。
11月 ＜集金提出＞	町会役員班長会（第1日曜 13:00～） ① 半年ごとの町会費集金の班は、後期町会費を納入する。 全ての班は、赤い羽根募金・年末助け合い募金を町会に提出 （赤い羽根は11月納入期限、年末助け合い募金は12月納入期限 であるが、両者併せて11月町会役員班長会時に納入可能。）
12月	町会役員班長会（第1日曜 13:00～） ① 年末助け合い募金を未提出の班は、それを納入。
1月	町会役員班長会（第1日曜 13:00～、第2日曜日 13:00～に変更 の場合あり。） ① どんど焼きの手伝い（どんど焼き会議後に依頼があった場合）
2月	町会役員班長会（第1日曜 13:00～）
3月 ＜ゴミ置場清掃＞ ＜引き継ぎ＞	町会役員班長会（第1日曜 13:00～） （引き継ぎのため新旧班長同席可） ① 新班長の名前を書く用紙（役員変更届）配布 ② 作業：道路愛護の日（班ごとにゴミ置き場周辺、その他の各班 指定の場所を清掃）

＜班長の引き継ぎに関して＞

班長任期は、5月1日から4月30日まで、あるいは4月1日から3月31日までのいずれか一方を各班の都合で選択可能です。

例年、初めて任務に就く班長が、旧班長から十分な引き継ぎ説明を受けずに着任して戸惑ケースが複数見られるため、各班で新旧班長の引き継ぎを徹底して戴ければ幸いです。

3月あるいは4月の町会役員班長会の折に、旧班長と新班長と一緒に出席して、町内会館内での行動手順等を一緒に体験して、各班の事情に添った内容を詳細に説明して戴ければ、新班長が戸惑う場面が少なくなるので、ご協力をお願いします。

問題発生時の連絡先及び手順

真福寺町内会が対応可能な事案の発生時には、班員は所属する班の班長に連絡し、班長が取りまとめて町会執行部の担当者に連絡する。町会外の組織（麻生区役所・川崎市役所・警察署・そのほかの組織・団体等）への連絡や依頼が必要な場合には、各班長からの連絡を取り纏めて、真福寺町会長が所轄省庁・組織・団体等へ陳情・報告・申し出を行う。下記の表は、各班の班長が各種連絡を行う際の連絡先の一覧である。

番号	事項・事象	担当者 連絡先	申し出の機会	手順等
1	防犯灯の球切れ、故障、 破損、他。 LED化により電柱等の 番号表示が変更になっ たので注意	担当者： メール連絡 （不可能な 場合には電 話連絡）	緊急を要する 場合には担当 者に直接、その 他は定例班長 会にて担当者 に連絡。	防犯灯のポールに貼ってある記号 番号・電柱番号・その他の情報と共 に、発生している問題を連絡して下 さい。
2	定例班長会に欠席の場合。	担当者： メール連絡 （不可能な 場合には電 話連絡）	欠席する定例 班長会に先立 って、担当者に 連絡。	欠席連絡を入れる。配布物等は定例 班長会にて仕分けされ、欠席班長の 分は、町内会館に向かって右側の階 段下にあるスチール製物置の中に、 ひもで縛って班名を表示して置き ます。定例班長会終了後、出来る限 り速やかに取りに来て、自班の班員 に回覧・配布をお願いします。
3	町内会活動中の災害・事故等	メール連絡 （不可能な 場合には電 話連絡）	災害・事故受付 の第一報は、速 やかに担当 者に申し出る。	ボランティア保険・自治会活動保険 等の加入手続きおよび補償金等の 請求手続き。・・・詳細は別途
4	満80歳以上の高齢者が ご逝去された場合、町内会か らのお香典	メール連絡 （不可能な 場合には電 話連絡）	ご逝去の事実 を知り得た段 階で、速やかに 連絡する。	真福寺町内会の会員で、満80歳以 上の高齢者が亡くなった場合には、 班長が町内会に連絡し、町内会か らのお香典をお届け願いたい。金額は 一律5000円。町会に功労のあった 方々ご本人のご逝去の場合には 10000円。
5	緊急連絡 ⇒ 連絡網の使用 方法			緊急連絡網の使用に際しては、まず 先に会長に連絡。

6	緊急連絡 ⇒ 犯罪の情報提供 (痴漢・露出狂・付きまとい・ストーカー・覗き・ひったくり・空き巣・車上狙い・盗難・そのほかの不審者・詐欺(訪問・電話)・他。	メール連絡	被害・事故受付の第一報は、警察他に速やかに通報する。又、町内会担当者に申し出る。	110番通報を優先して行う。町内会のエリア内あるいは影響が及び懸念がある場合などは、情報の共有・地域規模での警戒のため、町内会担当者にもご一報願いたい。発生した事柄、日時、概要、犯人像等の情報を提供をお願いします。
7	災害発生時 (避難警報発令等) (土砂崩れ、大地震、水害、他)	メール連絡 (不可能な場合には電話連絡)	災害・事故受付の第一報は、速やかに担当者に連絡。	各班の周囲で、土砂崩れ、大地震、水害等による被害が発生したり、避難警報等が発令になったりした場合には、会長・防災担当部長に連絡。
8	災害発生時(災害時要援護者の対応)	メール連絡 (不可能な場合には電話連絡)	災害・事故受付の第一報は、速やかに担当者に連絡。	各班の災害時要援護者の有無や氏名を明確にしておく。有事の際は、班内で対応する。対象者自身あるいは家族・親族・後見人の意向等を予め確認し、支援の有無・手順・誰が支援するか等を班内で決めておく。
9	ゴミ置き場の箒・塵取り等	メール連絡 (不可能な場合には電話連絡)	環境衛生部長に連絡。	古くなったり破損したりした場合には新しいものを町内会から支給します。定例班長会にて申し出があれば渡します。在庫が無い場合や特殊なものの場合には、あらかじめ連絡を戴くか、次回定例班長会もしくは別途定める日時に渡すこともある。(注：春秋年2回の道路の日の町内一斉清掃の折には、直前の定例班長会にビニールごみ袋をお渡しします。)
10	仕切り書・領収書綴り等	メール連絡 (不可能な場合には電話連絡)	会計担当 (副会長)	町内会に収める「町会費」「寄付金」の金額を記入する仕切り書綴り、班員への集金時に渡す「町会費」の領収書の綴りが入用の場合には、定例班長会の折に、町会館2階で収納作業に当たっている会計担当に申し出て下さい。 (注：年3回ある日本赤十字・赤い羽根・年末助け合いの寄付金の折に班員に渡す領収書は、寄付の依頼の折にその都度渡します。)

平成30年6月21日

栗木町内会

会長 仲林久夫

町内会・自治会の法人化（認可地縁団体化）について

新聞 産経 毎日

1990年(平成2年)6月1日(金曜日)

自治会に財産所有権

政府 地方自治法改正案決める

政府は三十一日の事務次官会議で、自治会や町内会に財産所有の権利を付与することを内容とした地方自治法改正案を決めた。一日の閣議で正式決定する。

自治会や町内会など住民の自治組織は現在、全国で約二十七万五千にのぼるが、法律で位置づけられて

いないため、自治会館などの財産を所有する場合も代表者個人の名義とせざるを得ず、相続の際のトラブルや、活動の範囲を制約する一因となっている。今回の改正は、申請に基づいて各市町村が自治会などに事実上の「法人格」を与え、会

の名義で財産を所有したり、資金を運用できるように改めるものだ。また、改正では、第三セクターについても①地方自治体の首長と第三セクターの役員の兼職を認める②公共施設の管理委託および利用料金の徴収ができるようにする――の二点が新たに盛り込まれた。

①



栗木町内会館

②



栗木公会堂

③



栗木自衛消防隊消防車

栗木町内会の法人化

1. 認可年月日 平成3年12月25日
2. 所有土地・建物
 - ①栗木町内会館 栗木1丁目
 - ②栗木公会堂 栗木台1丁目
 - ③消防自動車

1. 認可地縁団体とは

地方自治法等に定められた要件を満たし、手続きを経て法人格を得た町内会・自治会等（一定の区域に住所を有し、広く地域社会の維持、形成を行い、地域的な共同活動を行っている団体）のことをいいます。

婦人会やスポーツ団体のように、性別や活動の目的等が限定されているものは地縁団体とはいわず、認可も得られません。

2. 何のために創られた制度か

これまで、町内会・自治会が所有する土地や集会施設などの登記名義は、会長個人あるいは複数の代表者の共有名義となっており、町内会・自治会名での不動産登記は不可能でした。そのため名義人の転居や死亡などによる名義の変更や相続などに問題が生じていました。

このような問題を解消するため、1991年（平成3年）に地方自治法が改正され、町内会・自治会の法人格取得を可能にし、団体名義で不動産登記を可能にしようとするために創られた制度です。

不動産などを保有する目的がない団体には、法人格の取得は認められません。

地縁団体のメリット

①町内会・自治会名義で不動産登記ができる。

町内会・自治会所有の不動産（土地・建物）については、これまでその登記は個人名、若しくは共有名義でしか登記できませんでした。そのため財産上の種々のトラブルの原因（名義変更の煩雑さ、相続等の問題等）となっていました。

②規約に定める範囲内で権利能力を持つことができる。

法人格を取得するということは、法律行為ができるようになることを意味します。すなわち、財産面だけでなく、目的の範囲内であれば全てにわたって独立して取引主体あるいは財産の保有主体となることができます。

町内会館、自治会館の建て替えや修繕などの必要が生じた場合や、町内会・自治会で新たに財産（土地や車）を取得する場合の契約行為が容易になる。

③町内会・自治会運営に透明性がでる。

権利義務が主体になるということは、ルールに則って会運営をしなければならないことを意味し、会運営に透明性がでることを意味します。

④町内会・自治会が所有する土地、建物に固定資産税の減免がある。

町内会・自治会が所有する土地、建物については、それが公共性の強いものであって、現に町内会・自治会活動に直接利用されているものは、固定資産税の減免があります。

地縁団体のデメリット

①設立に費用と手続が必要となります。

設立に費用と手続が必要となり、又、規約（区域等）や告示事項（代表者等）に変更がある場合、届出が必要となります。

②規約に定める範囲内で義務を負います。

法人認可を受けた地縁による団体（町内会、自治会等）は、規約に定める範囲内で義務を負うこととなります。総会の開催、役員を選出等、規約に基づいて町内会・自治会を運営して行くこととなり、その手続きが従前に比べ少々煩雑になります。

③営利を目的としている場合、固定資産税、法人税が課税されます。

町内会・自治会の土地、建物を営利活動に用いているものや、町内会・自治会活動に利用されていないものは固定資産税、法人税が課税されます。

以上をまとめると

地縁団体のメリット

- ・不動産登記ができる。
- ・固定資産税、不動産取得税の減免がある。
- ・賃貸借や預金の契約の主体となれる。

- ・意思決定や行動が法的なルールに基づいて行われる。
- ・寄付や公的援助が受けやすくなる。
- ・社会的信用が高まる。
- ・資金運用による活動資金の確保も行える。

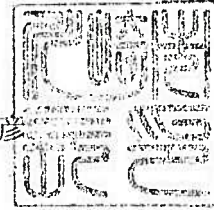
地縁団体のデメリット

- ・設立に費用と手続きが必要、又、規約や告示事項に変更がある場合、届出が必要となる。（代表者の変更等）
- ・ルールに基づいた運営をしなければならない。
- ・一定の営利活動もできるが、その場合は、法人税や法人事業税の対象となる。
- ・不動産登記を行う場合の減免措置はありません。（登録免許税は課税）

この写しは、地方自治法第 260 条の 2 第 10 項の規定に
基づき告示した事項の原本と相違ないことを証明します。

平成 29 年 11 月 22 日

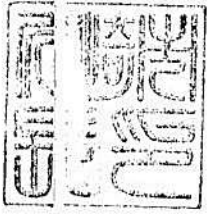
川崎市長 福田 紀彦



(写)



枚数		地縁団体台帳 (神奈川県川崎市)			
名称	栗木町内会		年月日	年月日	年月日
			原因	原因	原因
			告示年月日	告示年月日	告示年月日
			年月日	年月日	年月日
事務所	神奈川県川崎市麻生区栗木1丁目6番3号		年月日告示	年月日告示	年月日告示
	神奈川県川崎市麻生区栗木1丁目3番13号		年月日	年月日	年月日
			年月日告示	年月日告示	年月日告示
			年月日	年月日	年月日
代表者に関する事項		年月日	原因	原因	原因
		告示年月日	告示年月日	告示年月日	告示年月日
		年月日	年月日	年月日	年月日
代表者			告示年月日	告示年月日	告示年月日
			年月日	年月日	年月日
			年月日告示	年月日告示	年月日告示
			平成5年 4月 1日	平成5年 7月 30日告示	平成5年 3月 28日
				就任	
代表者			年月日告示	年月日告示	年月日告示
			平成5年 4月 1日	平成5年 7月 30日告示	平成5年 3月 28日
				就任	
代表者			告示年月日	告示年月日	告示年月日
			年月日	年月日	年月日
			年月日告示	年月日告示	年月日告示
			平成11年 7月 30日告示	平成27年 4月 26日	平成27年 4月 26日
			平成11年 1月 16日		
				住所表示実施	就任
代表者			告示年月日	告示年月日	告示年月日
			平成11年 5月 18日告示	平成27年 4月 26日	平成27年 4月 26日
			平成27年 4月 26日		
				就任	
川崎市麻生区栗木1丁目19番6号			年月日告示	年月日告示	年月日告示
			年月日	年月日	年月日
代表者	仲林久夫		告示年月日	告示年月日	告示年月日
			年月日	年月日	年月日
名称等欄			認可年月日	平成3年12月25日	平成3年12月25日
			台帳を起した年月日		平成3年12月25日

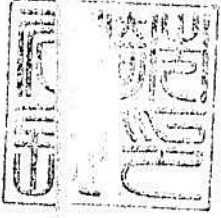


写

<p>名称 栗木町内会</p>	

規約に定める目的

本会は、会員相互の親和、生活環境の充実、社会的地位及び文化の向上を図ると共に、地元・地区との連携を密にして、栗木地区の発展に寄与し、相互共栄の精神に基づき運営す



号

名称 栗木町内会	
区域	
川崎市麻生区栗木全域。栗平1丁目4番、8番から12番の区域。栗平2丁目3番、6番、8番、11番、12番、15番の区域。栗木台1丁目1番から6番、9番、14番から18番の区域。	
栗木台2丁目1番から8番、10番から13番の区域。栗木台3丁目2番から13番の区域。栗木台4丁目1番から6番、9番から11番の区域。栗木台5丁目1番から3番、11番、12番、15番から18番の区域。	

区域欄 1丁

印

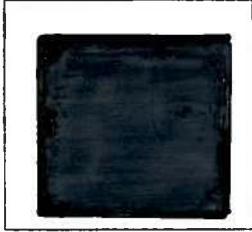


名称 栗本町内会	
その他の事項	

その他欄 1丁

認 可 地 縁 団 体 印 鑑 登 録 証 明 書

印 影

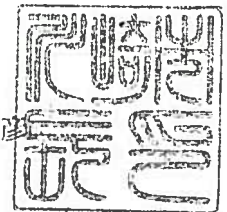


認可地縁団体の名称		栗木町内会	
認可地縁団体の主たる事務所の所在地		川崎市麻生区栗木1丁目3番13号	
登録資格		代表者	
氏名	仲林 久夫	生年 月日	昭和■年■月■日

この写しは、認可地縁団体印鑑登録原票と相違ないことを証明します。

平成29年 11月 22日

川 崎 市 長 福 田 紀 彦



3 民生委員・児童委員の選び方について

真福寺町内会
会長 井上俊夫

1. 民生委員・児童委員とは？

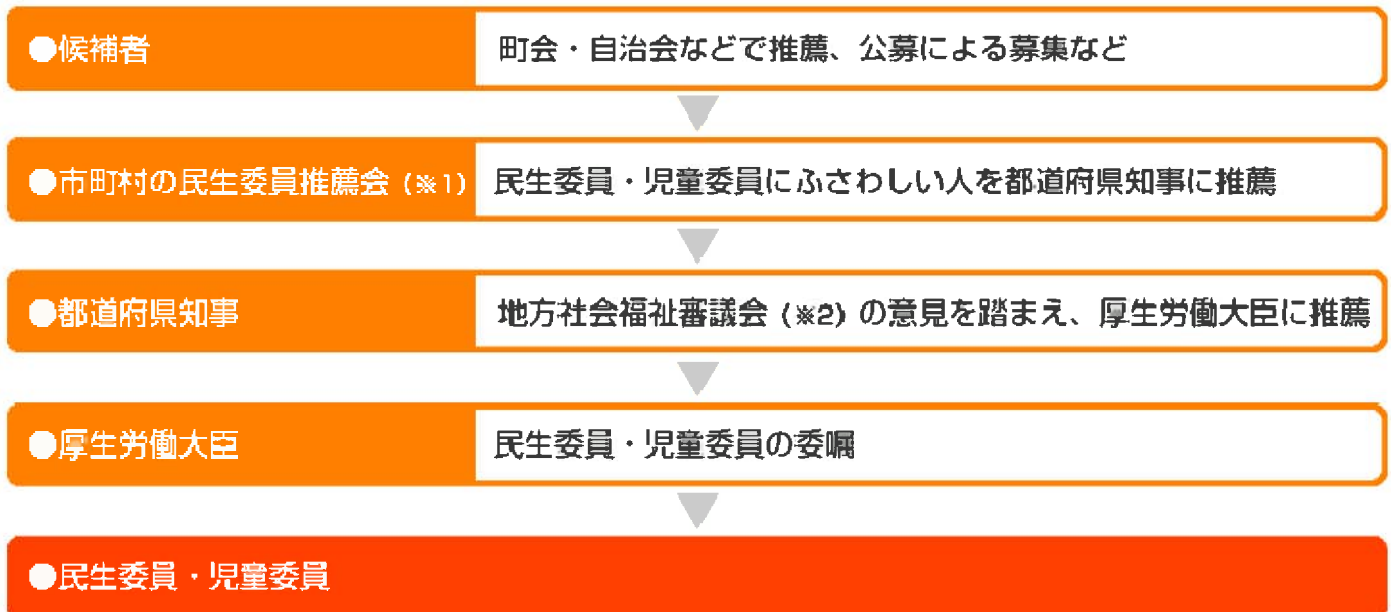
地域福祉をサポートする身近な相談相手です

「民生委員」は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っており、創設から今年で100年の歴史を持つ制度です。また、全ての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行っています。核家族化が進み、地域社会のつながりが薄くなっている今日、子育てや介護の悩みを抱える人や、障害のある方・高齢者などが孤立し、必要な支援を受けられないケースがあります。そこで、民生委員・児童委員が地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めます。

ビデオ鑑賞

2. どんな人が民生委員・児童委員をしているの？

住民の方で、その地域の実情をよく知り、福祉活動やボランティア活動などに理解と熱意があるなどの要件を満たす人が民生委員・児童委員に選ばれる対象になります。具体的には次の手順で選ばれます。



※1: 民生委員候補者を知事に推薦するため、市区町村に設置される委員会。市町村議会の議員、民生委員、社会福祉事業関係者、社会福祉関係団体の代表者、教育関係者、関係行政機関の職員、学識経験者の7分野による委員で構成。

※2: 社会福祉に関する事項について調査・審議するため、都道府県や指定都市・中核市に設置される審議会。都道府県議会の議員、社会福祉事業従事者、学識経験者などの中から都道府県知事(指定都市・中核市は市長)が任命する委員で構成。

・民生委員児童委員を探す(推薦する)ポイント

民生委員児童委員は、定数に対して麻生区が一番不足しています。日常、町内会・自治会の会議・役員会等で民生委員児童委員について、話をすることにより、住民の意識を高めることができます。

・報酬などは？

ボランティアとして活動するため給与はなし。ただし、必要な交通費・通信費・研修参加費などの活動費（定額）は支給。

・任期は？

3年ですが、推薦委員会は年数回開かれており、任期の途中からの委嘱もオーケーです。また、再任も可能。また、民生委員・児童委員の活動は個人の私生活に立ち入ることもあるため、活動上知り得た情報について守秘義務が課せられています。この守秘義務は、委員退任後も引き続き課されます。平成29年3月末現在、全国で約23万人の民生委員・児童委員が活動しています。

3. どんな活動をしているの？

地域の見守りや相談・支援、地域福祉活動などを行っています

民生委員・児童委員は地域の「民生委員児童委員協議会」に所属し、地域の実情に合わせて福祉に関する幅広い活動を行っています。

また、民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣に指名されて、児童福祉に関する事項を専門に担当する主任児童委員がいます（平成29年3月末現在で全国に約2.1万人）。

民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域住民である皆さんと同じ立場で相談にのり、必要であれば福祉制度や子育て支援サービスを受けられるように関係機関へつなぐ役割を果たします。

<< 活動内容 >>

特定の区域を担当し、高齢者や障害がある方の福祉に関すること、子育てなどの不安に関する様々な相談・支援を実施

<< 活動事例 >>

- ・担当区域の高齢者や障害者のいる世帯、児童・妊産婦・母子家庭などの状況把握（家庭訪問や地域での情報収集など）
- ・ニーズに応じた福祉
- ・サービスなどの情報提供
- ・支援が必要な方の様々な相談に応じ、助言、など

<< 活動時間 >>

- ・会議は、毎月1回開催
- ・情報把握や調査は、1～2ヵ月の猶予期間があり、その間に報告書類を作成し提出
- ・毎月初めに、活動時間や内容を報告



防災の取り組み と

災害時要援護者避難支援制度の取り組み

- 防災の取り組み要点1: 防災訓練を初めて実施する～想定が大事
- 防災の取り組み要点2: 備えるべき防災資器材～想定が大事
- 防災の取り組み要点3: 防災資器材置き場の確保～都市公園の活用
- 防災の取り組み要点4: 防災専門部門の必要性～防災活動を継続的に担当する組織
- 災害時要援護者避難支援制度の取り組み: その時、誰が支援するか

新百合ヶ丘自治会自主防災組織

(お互いの顔の見える街づくり)

○ 防災の取り組み要点1: 防災訓練を初めて実施する時の実施方法・注意点

1. 何の為の訓練を実施するか～想定が大事

・災害の種類: 震災

・起きる状況の想定: 予知は出来ない⇒ これまでにこの国で起きた状態を前提

想定①: 家屋の倒壊があり得る



想定②: 火災の発生があり得る



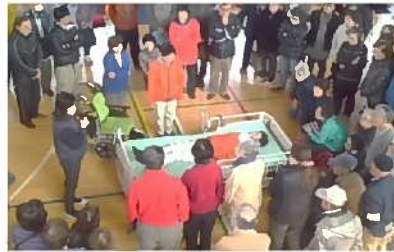
想定③: 数日間陸の孤島になる



2. 実施方法

-想定①の倒壊に備える:

- ① 家屋の耐震化の促進、家具固定の促進
- ② ジャッキやチェーンソウの操作訓練
- ③ 牽引索の操作訓練
- ④ 避難誘導訓練
- ⑤ けが人の手当、搬送訓練



-想定②の火災の発生に備える:

- ① 非常時には消防車は
来られないとの認識に立った消火器の扱い訓練
- ② 防火水槽、路上消火栓からの放水訓練



・想定③の陸の孤島に備える：

- ① 各家庭における備蓄の7日間分の確保推進
- ② 炊き出し訓練(祭り、ほか餅つき大会などのイベント活用)



○ 防災の取り組み要点2： 備えるべき防災資器材～想定が大事

要点1. で上げた、「起きるであろう想定」に対処する為の資器材が必要

- ① 想定①、家屋の倒壊があり得る： 倒壊家屋からの救出用具
- ② 想定②、火災の発生があり得る： 消火用具
- ③ 想定③、数日間は陸の孤島になる： 炊き出し用具

○ 防災の取り組み要点3: 防災資器材置き場の確保～都市公園の活用

1. 共用の防災資機材 :

- ① 個人で備蓄するまでもないが、いざと言う時に必要な資器材
- ② 住民の出来るだけ手近にあることが望ましい⇒適当に配置されている都市公園の利用
- ③ 麻生区の場合、区役所の危機管理担当に先ず相談後、道路公園センターに申請

2. 個人が備えることが望ましい備品 : 傾いた家屋からの脱出用具。 生き延びた後の生活維持用品 (飲料水、食料、トイレの備蓄他)

○ 防災の取り組み要点4: 防災専門部門の必要性～防災活動を継続的に担当する組織

1. 有志の人材と自治会の資金を活用できる組織
2. 短期に人材が入れ替わらない組織

例: ① 自治会長と自主防災組織本部長を分離(兼務しない)

② 平常時の活動と非常時の活動を区別

③ 防災活動だけなら協力出来るという人材の存在

○ 災害時要援護者避難支援制度の取り組み：その時、誰が支援するか

非常時に要援護者を直接支援することを目的とした特定組織を自治会内に構成することは不可能なので、「お互いさま精神」による隣人同士の助け合いを被災時に実現出来るよう、平常時に役員が体制作りに努める

1. 区から提供された災害時要援護者のリストに基づき、要援護者一人につき支援者をあらかじめ決定
2. 支援者は原則、要援護者の家の向こう3軒両隣の計5軒の方々に依頼
3. 災害時はその支援者が活動
4. 本部員（役員、防災活動有志、民生委員・児童委員）は発災直後の直接の支援には加わず、本部で全体の指揮
5. 要援護者の情報は、カードに記入してプラスチック製のボトルに入れて要援護者宅の冷蔵庫に保管
6. 情報は年に一度は必要に応じて更新



＜災害連絡カード＞

〒 町会名 (町) 丁目 番地

住所：〒 TEL: 氏名

連絡先

＜緊急連絡先＞ (姓) (氏名)

緊急連絡先	住所	TEL	備考

近所連絡先	住所	TEL	備考

地域連絡先	住所	TEL	備考

町会連絡先

(5) 高齢者が健康で元気でいられるには

五力田町内会会長 鈴木正視

■人生100年時代、長い老後生活、どのように過ごすか。

- ・病気になるない がん(ストレスを溜めない)、心筋梗塞、脳梗塞
肺炎、認知症にならない
- ・怪我をしない 転んで骨折しない

新聞の記事・表題		資料・頁
1. 健康	①麻生区、宮前区 平均寿命上位 (毎日運動をしている)	1
	②人生100年会議、長寿社会設計手探り 「人生100年時代構想会議」 ・80歳になってからスマートフォン用のアプリを開発した女性(82)。 ・中学時代に起業し現在慶應大学に通いながらIT企業の社長を務める男性(19)。	2
	③しあわせ小箱、百歳のアスリート 和歌山市「第38回全日本マスターズ陸上競技選手権大会」 100～104歳のクラスに渡辺源太郎さん(100)。 M100、27秒89。日本記録は16秒98。 85歳 私は現役チア	3
		3-1
2. 歩かないと歩けなくなる		
	①「歩いて貯金」健康を全国に ウォーキングでポイントをもらい、お金をためよう。	4
	②健康ポイント一歩ごとに効果 横浜市も「よこはまウォーキングポイント」を始める。	5
	③健康ポイントを励みに 「ながおかタニタ健康クラブ」 歩いて検診受けて景品ゲット	6

新聞の記事・表題	資料・頁
3. 地域を元気に	
①年中無休でラジオ体操 体操を続けている人ほど歩行能力や筋力を保っている。 生活が規則的になり、多くの人との交流で精神的な健康度も 高い、とのこと。	7
②健康の種(片平地域包括支援センターより) 各地域との取り組み	8
③カラオケで介護予防 カラオケで楽しみながら仲間づくりやコミュニティーの活性化も 期待できる。	9
④高齢者の栄養学 高齢になっても栄養をきちんととることが介護予防につながる。	10
⑤のみ込む力 日頃から鍛錬 のどの老化、誤嚥招き肺炎の原因にもなる。	11
⑥高齢者の生活支える地域 「湘南たかとり福祉村」子供の送り迎えや草むしり、日常の困りごとを 助け合う。利用料は1時間200円。	12
⑦老いて一人暮らし 支えは 「おひとりさまサロン」勉強会や介護施設の見学。安心してこの町で 最後まで過ごす。	13
⑧見守り活動に限界 死後数日～数週間の住民計3人が相次いで見つかった。 亡くなったのは1人暮らし。	14
⑨長生きの秘訣・運動・絆・医療 人々との絆が強いほど健康になる。が、周囲への信頼感が低い 地域は要介護になる人が1.7倍多い。	14-1 15

新聞の記事・表題	資料・頁
<p>4. 社会保障</p> <p>①日本の税・予算2018年 [歳入] 税収 59.1 兆円 税外収入 4.9 兆円 (国債発行 33.7 兆円)借金 <u> 国家予算 計 64 兆円</u></p> <p>②2025年段階世代が75歳以上に。 社会保障費全体で148.9兆円に増の見込み</p> <p>③2025年問題へ。地域包括ケア 医療費 54兆円 予測 介護費 20兆円 予測</p> <p>④生活保護 3兆8千億円(2017年)</p> <p>⑤2040年 社会保障給付 190兆円</p>	<p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p>
<p>5. 厚生労働省ホームページ「地域包括ケアシステム」</p> <p>①地域包括ケアシステムの実現へ向けて、病気になったり 体が衰えたりしても、なじみのある地域で最後まで安心して 暮らせるよう、医療や介護や介護事業者、住民、町会、自治会 ボランティア、商店が関わり支え手となること。</p> <p>②子に迷惑かけたくない「大終活時代」 東京ビッグサイトに葬祭業など終活関連の約300の団体が 集まり「エンディング産業展」が開かれ、昨年来場者2万2千人に 達した。 「あなたも入ってみれば」「思ったより狭いな」年配の男性が 妻のすすめで体を横たえたのは棺おけの中、白い布団がかけられ、 ふたが閉められた。「終活フェア」[棺おけ・柩]</p> <p>③我が子をとるか親をとるか「支える家族」 高齢者住宅、費用12万円、介護施設月20万円 国民年金2ヶ月で約7万円 足りない！ ・子ども60歳まで住宅ローン、その子ども塾通い 学費 足りない！</p>	<p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p>

新聞の記事・表題	資料・頁
④大人の紙おむつ講座急増	26
⑤「ぽっくり」が理想	27
⑥人生フルーツ(ドキュメンタリー映画) 津端さんご夫妻を2年間に渡り撮影。 野菜70種類、果物50種類作る。 奥さん料理を作るのが好き。 ⑦理想の1日のスケジュール <u>日本の人口ピラミッドの変化</u> ⑧最近の書籍	28 29 29-1 30
<p>「あんしん」して介護や在宅医療を受けるには、「地域包括支援センター」へ相談。 訪問看護師や医師に来てもらう。自宅に医師が来ていなくて、亡くなると 死亡診断書が書いてもらえない。そして警察が現場検証、検死があり 事件性の有無を調べる。</p>	

6 青少年指導員について

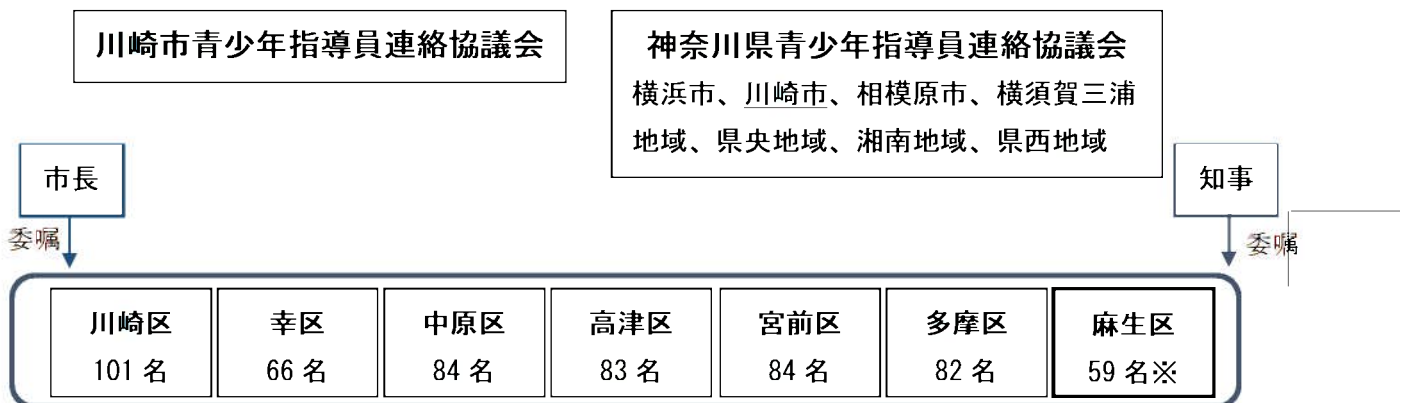
【麻生区青少年指導員会】指導員を募集しています

1 川崎市の青少年指導員制度

地域社会で青少年（5歳～24歳）の健全な育成活動を積極的に推進するため、町内会や自治会等の地域自治組織、子ども会などの青少年関係団体などと連携しながら、地域ぐるみで青少年を育成するための推進役として制度化され、昭和39年7月に開始

- ・任期：2年（第28期：平成30年4月1日～平成32年3月31日）
- ・定数：559名
- ・町会・自治会の推薦を受けた方について川崎市長から委嘱されます

（組織図）



※麻生区青少年指導員会（平成30年6月21日現在）

指導員 46名（30町会・自治会） 男性37名 女性9名

（参考）自治会・町会名ごとの指導員数

※五十音順、カッコ内：指導員数

王禅寺みどり町会(1)、王禅寺町内会(2)、岡上町内会(3)、岡上西町会(1)、小田急さつき台自治会(1)、柿生駅前町内会(1)、片平町内会(3)、金程町会(2)、金程富士見会(1)、栗木町内会(1)、黒川町内会(2)、五力田町内会(1)、市営真福寺住宅自治会(1)、下麻生自治会(3)、真福寺町内会(1)、高石団地自治会(1)、高石町会(3)、塔之越自治会(1)、虹ヶ丘1丁目自治会(1)、虹ヶ丘3丁目団地自治会(2)、西塔之越自治会(1)、早野町内会(1)、東百合丘町会(2)、古沢町内会(1)、細山町会(3)、マイシティ新ゆり町内会(1)、水暮町会(1)、向原町会(1)、山口台自治会(2)、有楽自治会(1)

2 麻生区青少年指導員会の主な活動について

(期待される役割)

- * 青少年の体験活動の促進
- * 青少年団体の育成と支援
- * 青少年に望ましい地域づくり
- * 青少年に関する相談と対応
- * 青少年に関する調査と情報提供



(撮影：平成 29 年 8 月 25 日)

(主な活動)

① 愛のパトロールの実施 (19:00~20:00)

- ・ 3 ブロック毎(第 2 土曜)、全体(第 4 土曜)
- ・ 危険箇所(ホットスポット)を中心にパトロール

- ・ H29 実績 32 回
(例) 公園で遊んでいた児童に、暗くなる前に変えるよう声掛け

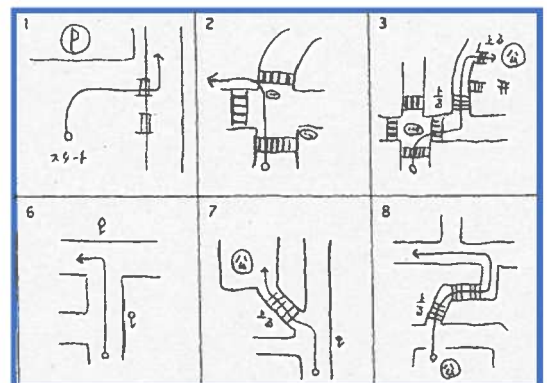
② 夏祭りパトロールの実施

- ・ 地域の夏祭りや盆踊りでのパトロール
- ・ H29.8 実績：12 回



③ 「あさおわくわくウォーク」の開催

- ・ 毎年 9 月第 1 日曜、「マス図」に記載している地図記号を頼りにチームごとにゴールを目指すウォークラリーイベントを開催。



- ・途中、ゲームポイントでは輪投げや射的、サーチポイントでは「鶴見川の水位を図る動物は何？」といったクイズを出題。ゴールまでの時間とゲームやクイズのポイントを基に、上位チームを表彰



- ・H29.9.3実績
56人（12チーム）参加
下麻生方面



あさお区民まつりでの活動

- ・人間ビンゴ、缶バッチ作りなど

④ 青少年関係団体への派遣・協力

- （例）麻生区青少年スポーツ活動振興会
あさお区民運動会、小学生バドミントン大会、
小学生バレーボール大会の開催協力

3 青少年指導員になるには

- ・町会・自治会の推薦を受けた方について川崎市長から委嘱されます
- ・対象：原則70歳未満の成人で、地区に生活の根拠を持ち、次の条件のいずれかに該当する方
 - 町内会・自治会などで、青少年健全育成関係の役職にある人
 - 町内会・自治会で青少年の指導及び青少年関係団体に携わっている人
 - 人格高潔で青少年指導員活動に理解と熱意を有し、指導員として相応しく、かつ心身ともに健康な方

詳しくは、下記事務局へお問い合わせください

麻生区青少年指導員会事務局 麻生区役所地域振興課
電話 044-965-5113 FAX 044-965-5201

